

令和4年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和4年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和4年3月7日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和4年3月7日	11時58分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員  出席12名 欠席0名 (欠員1名)	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		10番	大山 勝代		11番	品川 義則
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田 一也		まちづくり課長	井上 信治	
	副町長	酒井 英良		定住促進課長	山田 恵	
	教育長	柴田 昌範		建設課長	古賀 浩	
	総務企画課長	熊本 弘樹		会計管理者	寺崎 博文	
	財政課長	平野 裕志		教育学習課長	今泉 雅己	
	税務課長	酒井 智明		福祉課参事	中牟田 文明	
	住民課長	毛利 博司		こども課保育園長	佐藤 定行	
	健康増進課長	藤田 和彦		産業振興課参事	山本 賢子	
	福祉課長	吉田 茂喜		まちづくり課図書館長	城本 直子	
	こども課長	亀山 博史		建設課参事	権藤 貞光	
産業振興課長	柳島 一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第5号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第7号 下工2補(繰)第8号宝満川処理区(川端地区外)污水管築造工事(推進工)請負契約の変更について
- 日程第5 議案第8号 下工3補第1号宝満川処理区第2污水幹線管路築造工事(1工区)請負契約について
- 日程第6 議案第9号 令和3年度基山町一般会計補正予算(第14号)
- 日程第7 議案第10号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第11号 令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第12号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第13号 令和4年度基山町一般会計予算
- 日程第11 議案第14号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 令和4年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第14 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第15 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
去る5日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 議案第4号

○議長（重松一徳君）

日程第1. 議案第4号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑のある議員は挙手をお願いします。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

おはようございます。2ページでお尋ねしたいと思います。

2ページの第23条、「任命権者は」というところですね。そこに次に掲げる3項目の措置を講じなければならないという、これは新設の条例のようではすけれども、この(1)、(2)、(3)に対してどのような体制というか、研修の実施とか、相談体制の整備、それから、勤務環境の整備に関する措置とか、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この部分については、今回、条例としては新たに新設をさせていただいたところがございますけれども、これまでもこの分については私どものほうでも実施はさせていただいておったところがございます。例えば、職員に対する研修でございますけれども、特には新規採用職員が入ってきましたときには、この部分、そういった勤務労働条件を含めて労務担当のほうで説明する機会がございますので、こういった制度があるということできちんと周知も図らせていただいております。また、特に今回は不妊治療等も新設をいたしましたので、ここの分については全職員を対象にしたところでの周知であったりとか、そういったところを実施していきたいと思っております。

次に、相談体制でございますけれども、この分については一義的には上司に相談していただくということになると思いますが、総務企画課の給与担当のほうで常にそういった御相談については受けておりますので、そちらのほうで実質的な、例えば、休業の補償であったり

とか、どういったときに付与できるとか、そういったところには対応をしていきたいと思っております。

最後に、勤務環境の整備でございますけれども、例えば、取りやすいように、休暇については基本的には今電子決裁で回しております。電子決裁で回すときに、特に特別休暇等についてはアナログの部分も必要になってきますけれども、こういった部分については、事前に相談をしていただいた分については電子上だけでの決裁にすることによってプライバシーを守ることができますので、そういった部分にも配慮しながら、取りやすい環境の整備については今後ほかの方法についても検討していければと考えておるところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

大久保議員。

**○4番（大久保由美子君）**

今回、不妊治療というところが入りましたよね。それで、やっぱり晩婚化とかというところで、10人にお一人が不妊治療をされているというような数字を私は読んだことがありますけど、全職員ということはもちろん、これは男性でも女性でもあり得ることだから、不妊治療については全職員ということもおっしゃいました。

それで、私、経験はないんですけど、やっぱり女性は男性の上司にどんなでしょうかね。また逆に、男女共同参画とはいいいながら、男性が不妊治療の休暇を取るために上司が女性の場合に言いにくいかなど。自分はそういうふうな思いがちらっとあるんですけど、そこら辺の配慮は、不妊に限らず、生理休暇もあると思いますけど、どのようにお考えで、これから先もどのように対応される御予定ですか。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

議員おっしゃるようなこともあると思います。そういった意味からすれば、今、給与担当の係は男性1名、女性1名という対応でさせていただいておりますので、そういった意味では、相談する相手方を選択できる状況にございますので、そういった部分についても相談しやすいように今後もそういった配慮も必要かと思えます。

**○議長（重松一徳君）**

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

## 日程第2 議案第5号

○議長（重松一徳君）

日程第2. 議案第5号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

やっと団員の処遇改善、去年、消防庁のほうから来て、1年になって出ております。

消防団員の処遇改善というのは、成り手不足とか、いろんな問題で大きな問題になっております。今ここで消防団員の報酬条例案が出ておりますけど、町としての基本的な考え方、この中には出動手当とか入っていませんし、支給方法の改善策とか大きな問題がありますが、その辺について担当課長としては、この団員報酬だけぼっと上げてはいますが、全般についての今後どうするかですね。報酬は上がっていいんですけど、はっきり言って、団員として籍だけ置いて幽霊団員とかどうのこうのという問題があると思いますけど、そういう人たちへの対応をどうするかとか、そういう面について担当課長の今後の方針をお聞きします。出動手当も含めて。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず初めに、出動手当についてでございますけれども、この分については国のほうが税制面での手当の取扱いをどうするかを示すということで、少し待っておったところもありましたが、最終的にそういったところも具体的に示されることがございましたので、今回の見直しの中では、費用弁償という形ではございますけれども、2,300円の手当がございますので、そちらのほうで当面对応させていただこうという考え方の下、今回についてはその導入については見送りをさせていただいたところでございます。

それから、いわゆる籍を置かれて出席が悪い団員がいらっしゃるということで、この分については先だっの総務文教常任委員会と団員との意見交換会の中でも少し意見が団員のほ

うからも出されたようでございますけれども、あのときについては、団員報酬を高額にする中で、それが全ての個人に渡るようであれば、それは非常に問題じゃなからうかという話を団員そのものがしておりました。そういった中で、現状については団を通じてそれぞれ個人のほうに渡していただくような手続とさせていただいております。

そういった中で、そういった出てこれない方、出てこない方の取扱いが、私もかなり以前に消防団にも属しておりましたけれども、そのときでも入団するに当たっては出動することを前提にして入っておると思います。ただ、やはりその中でもいろいろな職業も持ちながらということで、そういった意思もありながら、なかなか出席が思うようにいかない。ただ、年数がたってくると、やっぱりいろいろな役職にもなってきますので、そういった方が最終的には中枢的な役割を果たすという状況にもなってまいりますので、現状としては、その報酬の渡し方については、団のほうからも要望があつていきますように、団を通じてお支払いをさせていただくということで考えておるところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

ほかにありませんか。栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

この議案は消防団員を確保することを目的としていると書いていますとですがけれども、報酬のアップ、処遇改善を図るということで、まずはこの報酬アップですね、こういったところで要望があつたのか。議員はそういった意見を述べていましたけれども、こういった背景があつてこれに踏み切ろうとしているのか、まずお願いします。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

まずは、これまでもいろんな一般質問等の御質問の中では処遇改善は図っていくべきということで町長もお答えをされてきたと思います。そういった中で、国の要請が額的には3万6,000円ということでしたけれども、団員報酬について一定の確保をすることが団員の処遇改善につながるということも示されましたので、今回については、いろいろな財政状況も考えたときに、今回改正をさせていただいた、前回からすれば倍額という形になりますが、その額が現時点では妥当であろうということで改正のお願いをさせていただいたところがございます。

○議長（重松一徳君）

栞野議員。

○6番（栞野久明君）

その金額ですね、資料の6ページに示されていますが、各3つの職員の方に報酬アップということであります。この金額につきましては、いろんな近隣市町消防団はあるわけですが、今度改正されてどのぐらいのランクになっているものか。中位とか、上位とか、下位とかあると思うんですが、お示しできますか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

県内の改正状況を含めて、追加資料の1ページのほうに県内の状況を掲載させていただいております。

既に改定をされてありますのが、玄海町が国の要請どおり3万6,500円という形で改定をされましたので、そこがまず改定をされております。それから、鳥栖市の場合についてはもともとがその金額を上回っておりましたので、現状としてはこの団員報酬に関しては据置きという形で考えられているようでございます。

そういった中でいくと、今回の特に一般団員の改定については、先ほど申し上げましたように、基山町が1万2,000円のアップという形になりますので、県内で見れば3番目ぐらいの上位になるというところでございます。

○議長（重松一徳君）

栞野議員。

○6番（栞野久明君）

3番目ということで、かなり上位のほうに入ってきているので、効果が出てくるのかなと思います。ぜひとも町民の安心・安全をつかさどる消防団員ですので、今後ともそこら辺に注視しながらお願いしたいと思います。返答は要りません。

○議長（重松一徳君）

ほかにありますか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回、提案理由に、先ほども議員がおっしゃっていましたように、消防団報酬を改定して

処遇改善を図るということで、今回は金額の見直しをなさっておりますけど、それはそれで本当よかったことと思います。でも、これだけではなかなか団員を確保するのは難しいのではないかなと思うんですよ。まずは以前と違って若い方は職場が町内に少ない、要するに町外に仕事に行かれて昼間なかなかいらっしゃらない。いろんな事情も御存じだと思います。

それで、今、女性消防団もしっかり活動しておりますけど、中では昔は離島とかでは女性が消火活動とかもなさっていたというような事例もありましたし、今、操法大会とかもありますよね。だから、もちろん予防消防も大事ですけど、そういう女性の消防団活動についても少しお考えしてもいいんじゃないかなというのがあるし、あと、全国の操法大会、ある意味、そういうのも消防団員には負担がかかっているんじゃないかと思うんですよね。よそのところでは操法大会じゃなくて訓練に変えたとか、実際そういうこともなさっているようですので、報酬ももちろん大事ですけど、活動自体も働きながらできる、そういう若い人たちが消防活動ができるような改正も必要じゃないかなと私は思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

まず、女性消防団についてでございますけれども、もともと創設をさせていただいたときが、どちらかという、女性消防団については、いわゆる予防消防、啓発活動を中心に行っていくということで活動を開始させていただいたところでございます。

そういった中で、特に各部での春、秋の訓練のときには、今度は予防だけではなくて、AEDについては特に出前講座等にも参加をしていただきながら、そういった普及にも努めていただいております。そういった活動を日頃からしていただいておりますので、実際の火災のところに出動をしていただくというのは現状としてはどうかと思っております。そこについては、そういった御意見もいただいたということで、一度女性消防団のほうにもお尋ねをさせていただければと思います。

それから、いわゆる消防の操法訓練であったり操法大会のことについてでございますが、この分についても、例えば、県内でも出場しないというふうに決めた部もあるようでございます。そういった部分については、現状も踏まえたところで団員のお声も聞きながら、また、参加しやすい体制もつくりたいといけませんので、消防団のほうと協議をさせていただいて、

少し検討させていただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

基本的なところなんですけど、基山町の非常勤報酬というのは、いわゆる全国的レベルと、地方によってはいろいろ安いところと、相場と言っちゃ変ですけど、いろいろ格差があると思うんですよね。基山町としては、いわゆる全国的な高いレベルを——全国的に高いかどうか分かんけど、全国的なものを目指すのか、それとも、地方の一般的なところのレベルを目指すのか、基本的にはどういうところを目指しているんですか、難しい質問でごめんなさい。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、考え方の一つにありますのは、安くてはいけないと。ただ、その決定をしていく中では、当然まずは県内の状況をどうしてもやっぱり見させていただくというのが現状でございます。そういった中で、最終的には近隣市町村との均衡も図りながら、また、全国の状況も見ながら決定しているというのが現状でございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

### 日程第3 議案第6号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結します。

#### 日程第4 議案第7号

##### ○議長（重松一徳君）

日程第4. 議案第7号 下工2補（繰）第8号宝満川処理区（川端地区外）污水管築造工事（推進工）請負契約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。いいでしょうか。鳥飼議員。

##### ○9番（鳥飼勝美君）

地下埋設物だから、こういうことはあり得ると思います。いろんな自治体の請負変更契約でも何十億円の地下埋設物が出てきたということで、非常にいいんですけど、これについては後で委員会で審議されると思いますけど、この新しい資料について、この資料の位置図、これは恐らく設計書から真っすぐコピーしたとをここに議会資料としてあると思うんですよ。これじゃ議会に対しての説明責任、どこか分からんとですよ。課長たちは分かると思いますよ。こんなにちっちゃく書いて、はっきり言って、最低限度の位置図、基山町全体からどこの位置図と、実際の工事現場の位置図、メートルが何メートルで、こんな細かい数字は要らないですよ、極端な話。だから、資料の作成を手抜きしてあつとですね。それは分かりますよ。しかし、議会に出すなら、総務企画課長がこの辺の資料のチェックをしないと、担当はこれでよかろうと思うか分からんけん、全庁的な考えでこういう資料じゃ分からないじゃないかということでやっていただきたい。はっきり言って、私も基山町のことは大概知ってるばってん、どこだろうかと思うて。担当課長と総務企画課長の意見をお伺いします。

##### ○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

##### ○総務企画課長（熊本弘樹君）

議会に提出する資料としては分かりやすいものということで担当課のほうには厳しく指導しておるところでございますけれども、なかなか直らないということで大変申し訳ないなと思っております。

あまりよその課と比較をしてはいけませんけれども、課によっては位置図とそこのポイントの図面と併せて非常に分かりやすいように作成をしておる課もございます。やっぱりそういった配慮というのは必要だと思いますので、今後ともその部分については指導をさせていただければと思っております。

##### ○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

場所が分かるように、今後、位置図を添付させていただいて、分かりやすいものに努めたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回のからしてもらえませんか。分からないんですからね。予算資料の住民課から出している交通安全のは非常に分かりやすいわけですよ。こういうようなものを出していただけませんか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回といいますと、今度、いわゆる令和4年度、新年度のほうの追加資料でという形でよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

厚生産業常任委員会の委員会資料に提出してください。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今から先、ほかの課の方も資料をなるべく分かるように提出していただくようお願いしておきます。いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第7号に対する質疑を終結します。

#### 日程第5 議案第8号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第8号 下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（1工区）請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

#### 日程第6 議案第9号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第9号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第14号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の8ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、第2表 繰越明許費について。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、第3表 債務負担行為について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、第4表 地方債補正について。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入、10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、12款1項1目。天本議員。

○2番（天本 勉君）

この分担金ですね、これは受益者負担の分だと思うんですけれども、72万2,000円の減額になっている理由は、何か工事費が下がったから減ったのか、それとも、何か分担金でお願いしとったのが取りやめになったのか、その辺りはどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

農林事業の災害につきましては、管理者、または所有者の分担がございましてけれども、全体の事業費が下がったものもございまして、補助率が当初は激甚になるというのは分からない状況での予算化になりますので、前年度等、あるいは令和3年8月の雨量等を勘案し、85%程度の予想で出しておりました。最終的には1月の補助の決定手続を行いますので、そこで率が確定いたしました。その率が農地が94%程度になっておりますので、その分の引上げと、先ほど言いましたように、全体的にも概算から設計、あとは査定を受けまして額の確定がされておりますので、そういった減額でさせていただきます。

それと、今回ちょっと大きかったのが、個人負担が多い方が辞退されて、それは個人でされるという形になりましたので、そのような形の分がございまして。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

個人負担が大きくなったから個人でされるものをやめたということで、あとちょっと具体的によろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

畑になるんですけれども、畑の場合、水田と違いまして、水がなくても耕作が可能ですので、崩壊した部分に対する面積に対して基準がありまして、それに対する補助の限度額というのが算出されます。ただ、それをういますと、水田は水を張りますので、ほぼ全面積対象になりますので、九十何%上がりますけれども、畑の場合は損傷した部分とその付近だけになりますので、70%とか60%でとどまる場合も多うございまして。そうなりますと、受益者の方も自分で負担金よりも安く対応を考えられるような形がありますので、そういった辞退

も出てまいります。ただ、国の補助事業をする場合は国の基準での復旧となりますので、そういった施工方法の選択の中で辞退が生まれる場合もございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では次、12款2項1目、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、13款1項2目。いいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

14款1項1目、3目。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

1目の2節、社会福祉費負担金の件でお伺いします。

これは利用料の増加ということで、サービス費の増加で上がったものということですが、この障害者自立支援及び障害児入所給付費等及び入所医療費、こちらについては今後どのようになる見通しなのか、見解をお願いします。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

まず、大人の方ですね、障がい者の方の障害福祉サービス費につきましては、やはり近年の状況を見ますと、障がい者の方も年齢を重ねることによって障がいの程度が少し重くなっていくようなケースが多々見られますので、こちらの障害福祉サービス費につきましては、ヘルパーとか就労支援のほうのサービス費用になるんですけれども、少し上がっていくような傾向にあるんじゃないかなと思っております。

また、お子さんですね、障がい児の方につきましては、障がい児の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所の利用、町内の事業所についても事業所自体が少し増えております。ということで、基山町のお子さんの利用回数、利用頻度というのも少し多くなっているような状況になっておりますので、この状況については、中学生ぐらいになると少しその利用つ

いては減っていくんですけども、未就学の方が少し増えている、また、小学生の間はそういった放課後等デイサービスを利用されるということで、もう少し上がっていくような傾向にあるんじゃないかと担当課のほうでは見込みを立てているところです。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

その件は分かりました。

あと、3目の災害復旧費国庫負担金の件なんですけど、567万円の減額ということで、これは現年発生災害復旧費負担金、場所は町道とお聞きしてはいたけれども、この減額についてももう少し説明をお願いしたいんですが。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

こちらにつきましては、公共土木施設災害、町道の災害、長葉山線でございます。こちらにつきまして予算をお願いしたときは、現年の倒木等、災害を受けた状態で概算を出しますもので、そういった状況での概算から、今回設計をしてそういった倒木等を除去し、土質等、崩土等の現地での調査を行いまして実際設計をいたしましたところ、ちょうど工法の境目、1つ上がれば経済的に高価な工法になるという境目でございますので、その辺は概算のほうで大型ブロックという高価な部分に該当する可能性があるということで算定をしておりました。ところが、先ほど申しましたような詳細な設計で、倒木等を除去の後、調査をしたところ、もう一つ下の安価なブロック積みという大型ではない形でも十分耐え得るというような強度の結果が出ましたので、それに基づきまして工法変更に伴う金額の減額をさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、8ページ、14款2項1目、2目、3目、4目、8目まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、9ページ、14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、15款2項1目、2目、3目、4目、5目、6目、8目まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、15款3項1目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、17款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、18款1項9目、10目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページ、18款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16ページ、20款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、20款5項3目、4目。天本議員。

○2番（天本 勉君）

この4目の違約金、これはリビングモア佐賀が受けてある分だと思うんですけど、この違約金の理由というか、根本的な理由を教えていただければと思いますが。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

違約金についてでございますけれども、追加の議案資料でお出ししております4ページ目になりますけれども、上から3段目ぐらいですけど、違約金の算出根拠ということで記載をさせていただいておりますが、約款の第54条第2項の規定によりということ、工事請負契約約款のほうで契約解除、それに伴う請負代金の10分の1を違約金としていただきますということを規定いたしておりますので、これが違約金をいただく根拠ということになります。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

そうかも分かりませんが、約款に基づいてされる。例えば、普通、工事を受けたら履行しますが、何か履行しなかった理由とかがあればお願いしたいんですが。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回、契約解除をした理由としては、会社側のほうから従業員が退職をされて業務の遂行ができないということで拒否をされた形になりましたので、じゃ、町のほうから契約を解除しますということで解除をさせていただいているという状況です。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

職員の方がおられなくなったから履行されないということで、何かそういうふうなときにペナルティーとかあるのかどうか、それと、この3つの工事に対する次の継続、どこかにお願いせんといかんから、その対応はどうされたのか、2点お願いします。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ペナルティーといいますのは、今お話が出た違約金もペナルティーですし、2件契約解除

をしておりますので、指名停止を今かけております。それがペナルティーと言えらると思いません。

それと、この契約解除をした2本の工事につきましては、工期がなかなか取れないので、契約解除をしてすぐにまた別の業者のほうへ発注をさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今の答弁は次の業者に発注されたということですか。たしか解約が①が12月10日でしょう。②が12月23日。特に、この②の町民会館なんて8月の入札ですよ。そして、12月、解除までに4か月もありますよね。入札を調べたところ、たしかそんな感じでしたよね。違ったらごめんください。①は11月1日の入札をされて12月10日に解除だったというふうに私は思っているんですけど、じゃ、①と②はいつ、どこが入札を受けて、工事が今どういう状況にあるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、①の契約日が11月4日です。②の契約日が9月2日になっております。この②につきましては、ここには出てきませんが、工事は別なんですけど、この会社が総合体育館のトイレ改修と町民会館のトイレ改修とを両方取ってありました。さきに総合体育館のほうをされて、それがめどがついた後に町民会館のほうに取りかかるというふうな工程を組んでありましたので、総合体育館のほうはほぼほぼ終わっているんですけど、町民会館のほうは確かに契約日は早かったんですが、まだ施工には入ってなかった、そういう状況でございます。（発言する者あり）

すみません、契約解除になった後、大城4号線のほうについては天本土木と随意契約をしております。それから、町民会館のほうは園部設備工業と随意契約をして、今施工をしているところなんです。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

随意契約といったら、入札の中には出てこないんですね。ということでよろしいですね。私、調べたけど、私は入札のそこら辺がよく分からないから、再度入札があるのかなと思っただら、ないので、分からないし、確かに町民会館のトイレは工事があっていたような気がしたから、どういうふうな状況——じゃ、①は3月11日まで、それから、②は3月10日までというのが工期になっていますけど、両方とも終わっているということでよろしいのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今の段階では大城4号線、それから、町民会館のトイレ改修も今発注しておりますので、年度内には完了ということで捉えていただければ結構だと思います。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

この違約金、私も初めてお目にかかって、課長あたりも副町長も初めてだと思えますけど、過去にあったかどうか知りませんが。

これは今のコロナ禍における企業、大変苦しい企業で、こういうことは倒産とか、いろいろな問題が出てくると思うんですね。何回も私は資料のことを言いますが、この資料、これを見たって全然分からんとです。財政課長が書いとるかどうかわかんけど。契約解除に伴う違約金の算出方法、議員は一々質問しなくても、ここに倒産のためとか、そういう理由をぴしゃっと明示する。工事契約約款第54条第2項とぼんと書いている。第54条第2項は何を書いているかをここに書いて、あとはどうしたとか、そういう一連のことを見れば分かるような——今後こういうことはあんまりないと思えますけどね、マニュアルとかあると思えますけど、やはりこんな資料をぼんと議会に出して、はっきり言って、私から見ると、議会にはこんな資料しか来んとかいと。一番大事などは、何で契約解除になったか、根拠ですよ、これを明示せにや。第54条第2項はこういうことを書いていますよと注意書きで書くとか、そういうことをして議会にオープンに審議しないと、一々聞かんでよかことまで聞かにやんとですよ。

だから、こういう倒産による違約金とか、ここは倒産じゃないでしょうけどね、今後発生

すると思うんですよ。それに対してマニュアルとか、そういうのをつくって臨機応変に対応して、あとはどうしたとか、そういう資料を欲しかと思いますけど、担当課長の御意見は。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ありがとうございます。そこら辺、資料の作り方、少し配慮が足りなかったと思いますので、今後そのようにさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、事項別明細に戻ります。

18ページ、町債、21款1項1目、2目、6目、7目、10目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

19ページ、歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2款1項1目、2目、3目、5目、6目。企画費まで。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページも続けて企画費です。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

22ページの上段までですね。

そして、続けて2款1項7目、8目、9目、10目、15目。末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

今回、財政調整基金と、それから、減債基金に約1億円ずつの積立金があるわけですが、この中で特に減債基金についてお考えを伺いたいんですけれども、減債基金というのは借りた金をどのようにして返していくかということで、それを計画的に積み立てて返していこうということで設けられていると思うんです。仮に昨年度末はたしか100万円を切っていたような状態だったかと思うんですけれども、この減債基金というのを松田町長がいらっしゃるときはどういうふうにして運用していこうというお考えなんですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いわゆる公債は少ないにこしたことがないので、減債できるタイミングであれば、なるだけ早く減債していきたいというふうに思いますので、今できる減債はやっているつもりなので、今後またそういうタイミングが出てきたときにスムーズに減債ができるようにということで、今回、基金として積み増ささせていただいたということでございます。基本、減債できるタイミングのものはなるだけ早く減債するという考え方をっております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そういたしますと、今回この3月の補正として上げられたという理由ですね。

それとあと、こういうふうな減債基金は基山町の役場内ではガイドラインと申しますか、一定の規定というのがあって、こういうときは積み立てましょう、こういうときはできるだけ早く返したほうが利息もつかないから早く返していこうとか、そういうふうな何かガイドラインというのとはちゃんと設けてあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回、この減債基金に積立てをさせていただこうとしていますのは、先日、御説明も差し上げたんですけれども、この補正予算で普通交付税の増額をお願いしています。これは国の補正予算で各自治体の普通交付税の積み増しの予算が来ています。その中に、今年度、臨時財政対策債が例年になく多く起債をしている部分がございます。地方財政措置の一環で臨時

財政対策債が膨らんでいると。今年度借り入れた臨時財政対策債の償還分というのは、通常だと令和4年度以降の普通交付税で措置をされるんですけども、今回は国のほうとしても特別な措置ということで、来年度以降の交付税措置はしないから、令和3年度に一括して今年度分の臨時財政対策債の交付税措置をしますと、だから、これは将来償還をしていく財源となるので、自治体としてはなるべく減債基金なりに積んでほしいというふうな通知が来ましたので、それを受けて、今回1億円ちょっとうちが算定をされていまして、その分を減債基金に積ませていただくということでさせていただいているものでございます。

（「ガイドラインというか、そのようなものは」と呼ぶ者あり）

ガイドライン、特段、明文化したようなものはございませんけれども、例えば、減債基金を使って繰上償還をしようというものは基本的にはただの借金の場合、例えば、交付税措置がある起債を繰上償還してしまうと、以後の交付税から外れていきますので、それは町としてもメリットがなくなりますから、そういうものの繰上償還は考えておりません。ただ単なる借金、これをこれまでも繰上償還なりをさせていただいてきたんですけども、今の現状では利率が高い分で交付税措置がないようなものというのがほぼありません。あと一、二年で償還が終わるようなものがちょこっとありますけれども、それもそんなに高利ではないので、それをのけて考えると、ほぼこれまで基山町がやってきた繰上償還というのはいかなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

1億円あつとったけん、私もびっくりしておりました。今、財政課長がいろいろ説明された臨時財政対策債との関連、1億円との関連、議長、ぜひこれは資料として提出いたして——委員会で結構ですけど、1億円の減債基金を積み立てたと。私、補正予算を見てびっくりしたんですけどね、そういういきさつの関係があったということを今財政課長からお聞きしましたから、資料をお願いします、その兼ね合い。減債基金の積立てと臨時財政対策債との関係、交付税との関係、今発言されましたよね。その資料をお願いします。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

確認ですけど、今、私が御説明したことを文章にして出せということですか。——分かりました。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。22ページ、ほかありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

23ページ、2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページ、2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、26ページ、2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

27ページ、3款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ中段まで。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、3款1項5目、6目。末次議員。

○5番（末次 明君）

6目の19節．扶助費の障害児通所給付費216万5,000円ですけれども、こちらは資料を出し

てほしいんですけど。

○議長（重松一徳君）

資料の32ページ。いいでしょうか。お願いします。

○5番（末次 明君）

こちらの2の障害福祉に関するサービスの種類及び内容というところの(2)の児童通所給付（障害児通所給付）のところのサービスの延べ人員がずっと平成30年から今年度の見込みまで書いてあるんですけども、特に、令和3年度の見込みが非常に増えているんですけど、こういうふうにご利用者が増えているという理由はどういう理由なんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

令和3年度見込みの延べ人員が増加している理由といたしましては、まず、①番の児童発達支援につきましては、昨年度まで町内に児童発達支援の事業所が3事業所ございました。今年度になって1事業所増えまして4事業所になっております。また、放課後等デイサービスの事業所につきましては昨年度3事業所運営されていましたが、今年度2事業所増えまして5事業所に増えています。それに伴いまして、実際の児童発達支援、放課後等デイサービスを利用されるお子さんの人数も増えています。そして、さらに事業所が増えたことによりまして2事業所掛け持ちにされたり、お一人お一人の利用回数も増えておることによりまして、その関係で延べ人員というところが増加しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私もその利用される方が利用しようということで、利便性がよくなって使われるというのはいいと思うんですけども、利用者、対象者が増えているというふうなことも今おっしゃいましたかね。そういうことというのは、やっぱりそれなりに年度始めには想定されていなかったというか、想定されていたことなんですか、それとも、よそから基山町に移ってこられたから、そういう方が増えたということなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

対象の方が増えていることにつきましては、実際、転入に伴いましてそういった障がいのある方や障がいの疑いのある方が増えていることもありますけれども、やはり基山町に既に住まれていて新たにそういった対象になられたということで、やはり保育園とか幼稚園、また、健診とかでもそうですけれども、発達障がいを見る力というんですか、そういったのが保育園の先生とか、そういった方々も養われているというのはございまして、そういったので、もしかしたらということで親御さんのほうに御相談をする場合が増えているような状況になっているようです。そして、親御さんのほうもホームページというか、情報を知る機会も多いですので、やはり御自分で調べて、もしかしてということでそういった専門の機関に御相談するというような機会も増えておりまして、それでそういった事業所の利用につながっていくというようなケースが増えているようでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、町としても、あるいはまた医療機関としても、ある程度軽度の方でも、こういう制度があるからこういうところに相談に行ってくださいとか、そういうふうなことを勧めてあるというふうに考えていいわけですかね。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

その辺りは町のほうもそうですけれども、やはり親御さんの御意向というか、そういった意識も高まっているような状況もございまして、そういったところで利用者、対象者の増につながっているのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかはいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

じゃ、次に行きます。

事項別明細書29ページ、3款2項1目。いいですか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらの3款2項1目、児童福祉総務費の18節、負担金補助及び交付金の680万円の減額、それから、扶助費の707万円の減額、これは御説明が、この給付金の場合は1名当たり5万円ということで、実績値が少なくなったということと、それから、児童手当については人口ビジョンで計算していたから若干ずれが生じたというような御説明をいただいたんですが、結構かなり大きな額の減額だと思うんですが、この内容をもうちょっと詳しくゆっくりめに教えていただけますか。すみません。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

まず、子育て世帯生活支援特別給付金680万円の減の分でございます。

こちらにつきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯以外の分に給付を行うものでございます。具体的に対象者は、児童手当を受給している世帯、それから、児童扶養手当を受給している世帯の子どもで、住民税非課税世帯に該当する方に対して1人当たり5万円ということで給付を行うものでございます。

6月補正の予算で計上させていただきまして、こちらは国の事業でございます。当初、国の基準により、少しコロナ対策ということで急いでやるということで、国が全ての市町に対して基準額を示してきまして、その計算に基づいて基山町で対象世帯を割り出したところ、基山町では基準上、非課税世帯の該当する子どもが289名いらっしゃるんじゃないかということで割り出されましたので、それに基づきまして1,445万円ということで給付額を計上させていただきました。

2月28日まで申請を受け付けまして、実績値としましては136人、680万円ということで、町政報告の段階では134人、670万円というふうに報告をさせていただきましたけれども、最新のもので680万円、136名の方がプッシュ型並びに申請による給付をさせていただきましたので、その残りの分につきましては減額という形で今回計上をさせていただいております。

それから、児童手当につきまして707万円ということで、こちらは議員にもおっしゃっていただきましたように、当初の積算、扶助費でございます。なるべく担当課としては実数値に近い数で積算をしていこうとしておりますけれども、前年の積算では、当初、委員会で申し上げました人口ビジョン等の数字を使って児童手当の積算をしてございましたけれども、実

績値ということで支給見込みを出したところ、707万円ほど減と。主にゼロ歳から3歳児の民間、国保以外の方についての児童手当分が見込みよりも5%ほど少なくなったというところが大きな要因でございますけれども、707万円ほど不要になる見込みでしたので、3月の補正のほうで上げさせていただいております。

今回の令和4年度の当初予算では、人口ビジョンではなく、実績値でなるべく近い数字で計上をさせていただきまして、万が一足りない、それから、多過ぎたということは、また補正のほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

丁寧な御説明をありがとうございます。そうですね、あまりにも差があり過ぎるとびっくりしちゃうので、次からそういうことが極力少なくなるような形での算出をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

続けます。3款2項2目、30ページの4目、5目まで。中村議員。

○1番（中村絵理君）

前の29ページをもう一つ、みらい館のほうをお願いします。

○議長（重松一徳君）

2項目から続けていいです。

○1番（中村絵理君）

すみません、続けます。

こちらの基山っ子みらい館費の報酬の件、こちらは会計年度任用職員の報酬ということで160万円の減額。そうしますと、ほかの任用職員の期末手当とかにも影響してくると思うん

ですが、1年間ですので、1名分は相当大きな金額になるということよりも、人が1名足りないということの認識でよろしいかなと思っていて、この件に関して、なぜ1名を何とか確保できなかったのかなど。その件の経緯を教えてください。

○議長（重松一徳君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

会計年度任用職員については、広報等でも何回か募集をかけさせていただいていたんですけど、なかなか応募が集まらなくて、今回減額した分について、先ほど保育士のほうが足りないんじゃないかという御心配だったと思います。その分については、基本的には主任保育士がクラスに入っていないんですけど、その主任保育士がクラスに入ったり、あとは保育園のほうが朝の7時15分から夜の7時15分まで開いていますけど、早出のときは7時15分から16時までの出勤となっております。遅出が10時半から夕方の7時15分の出勤となっておりますけど、足りない分については朝7時15分から17時15分、本当は16時に退勤するんですけど、残りの17時15分まで、1時間15分になりますけど、その分を時間外とかで対応してクラスに入って、会計年度任用職員の足りなかった先生の分を時間外で入ってもらったりして対応しております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そうやって時間外とか、そういうのでいろんな方をやりくりしてやるという御説明を今伺ったんですけど、果たしていいことなのかどうなのかというのは私も悩むところですけども、全国的に保育士たちの確保が難しいと。だけれども、子どもたちの待機児童は基山町はいませんと。ないんだけど、でも、保育士たちは中でばたばたしていますと。要は受入れ態勢がなければ、待機児童をなくすといっても、子どもたちを増やすといっても、人数が少ないと受け入れる側にも限界があるんですよね。だから、そこのところをもうちょっと受入れ態勢というか、保育士たちの確保に向けてもうちょっと努力をせないかんのやないやろうかと。

例えば、佐賀新聞とかしか私もあんまり見ないけど、いろいろな事例が出ていて、まず、鳥栖市は若い保育士の就職支援をしたりとか、民間のほうですけど、アパートの借り上げ費

の助成を出したりとか、それからまた、佐賀市のほうは待機児童の対策で保育施設に就職する新卒の保育士たちに上限つき1万円の家賃補助をやったりとか、報酬で出せない分をこういうところで補ったりして、なるべく保育士たちを確保しようとしているわけですね。

基山町はすぐそこが小郡市に隣接しているので、主婦の方たちに聞くと、みんな小郡市のほうにパートに出るんですよ、そういう資格を持っている人たちも。なぜかといったら、向こうのほうは待遇がいいからですね。だから、そういう土地の県境というか、福岡というところがあるので、そういうところも意識しながら、こちらにどうやったら来ていただけるか。子どもたちがたくさんいるところを保育士たちも元気にやっていただけるかということをもうちよっと考えていただけるような、例えば、奨学金も基山町はありますけれども、何か基山町に保育園に就職したいと考えている保育士の卵がいたら、奨学金は返さなくていいよとか、ほかのいろんなアイデアもあるかなと。できるできないはあるにせよですね。もうちよっとそこら辺をどうにかして確保に頑張っていたきたいんですけど、いかがでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

佐藤こども課保育園長。

**○こども課保育園長（佐藤定行君）**

保育士確保についてはなかなか難しいところはありますけど、引き続き広報等でも募集をかけながら、先ほど言われた処遇改善をどれくらいできるか分かりませんが、いろんなことをほかの自治体も参考にしながら検討していきたいと思います。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

保育士については、いわゆる正職員、それから、育児休業とか病気休業したときの代替でいく臨時的任用、そして、会計年度任用職員と、大きく3つに分かれるところでございます。

何度も御説明していますが、今回こういう問題が生じたのは、そのうちの正職員が3人ほど今年度に予定外で辞めてしまったので、去年4月に採用ができなかったんですね、その前の年と間に合わなくてですね。だから、そのために臨時的任用とか会計年度任用職員とかを集めようとしたんですけど、この会計年度任用職員がなかなか集まらなかった。ただ、これは例えば、1人がずっとやっていて1人が集まらなかったというわけじゃなくて、全部の合計の積み上げなので、それこそ会計年度任用職員は年間に何十人とうちで採用して一部分を

やっただけしているような、そういう形になっていますので、全体として見てこれだけ問題が起こったということなので、取りあえずまず何をやらなきゃいけないかというと、今年度の採用において保育士の正職員をきっちり採用するというので、正職員の場合は、基本、応募もたくさんありますし、いい人の中から選べるというのが今までのパターンでございますので、まず、それを今年度、夏からの職員公募が始まりますので、そのときにきっちりやらせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

鳥飼議員。

**○9番（鳥飼勝美君）**

関連ですけど、この保育現場の窮状、介護現場も一緒やけど、コロナ禍においても非常に現場は大変だということで、5目の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金217万8,000円が計上されておるということで、今の場合は基山町の公立保育所の話だったんですけど、民間の保育現場の窮状について、国のほうが1人5,000円ぐらいですか、補助金をやるということで、これは何年か前にも介護職の場合にもやったんですよ。しかし、そのときには、はっきり言って現場の介護職員にはお金が行っていないという問題が大きな社会問題になっているんですよ。恐らくそういうことはないと思いますけどね、この補助金を民間私立保育園にやって、これが実際保育士たちに行っているのかどうか、その辺のチェックなり、監査なり、そういう体制はどういうふうになっていますか。

**○議長（重松一徳君）**

亀山こども課長。

**○こども課長（亀山博史君）**

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。今年2月から遡って給付するというので事業のほうを計上しておりますけれども、今御指摘のように、まず、この事業を実施するに当たっては民間の対象の保育所から計画書を出していただきます。対象となる職員の方の人件費等を書いた計画書で、その方が幾らぐらいアップするのかということも全てまずは出していただいて、最終的に実績報告という形で、もう一回報告書のほうを提出していただきまして、ちゃんと補助金として給付したものが保育士たちに行き渡っているかどうかというのを必ず確認することと国のほうからも言われておりますので、しっかりとその辺は補助が行き渡るように管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

ありがとうございます。そういうことでチェックしてほしい。

関連ですけど、児童福祉施設の許認可は県と思いますけど、これに対する監査、園に行っているんなこの補助金をどういうふうに行っているか、そういう監査とかは年に何回ぐらいされて、現状はどういうふうな監査体制になっていますか。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

監査につきましては、県と町と合同で年に1回必ず実施をするようにしております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、鳥飼議員が触れられたところです。

鳥飼議員が質問された内容を私も心配をとりました。民間保育所に対していろんな補助金が増えるのはいいけれども、結果的にそれは保育士の賃金アップにはつながらないということは絶対にあってはならないと。今回、特別措置といいますか、特例事業ということで国もやっているわけですからですね。

それで、確認ですけれども、基山町立保育園の保育士と基山町内の民間保育所4か所の保育士、この上がった分ですね、2月、3月。2月、3月で合計したら最高で1万円ぐらい上がる人も——上がるというか、これは今度の補正予算が通ればすぐ出すというふうになっているんですか、それとも、いや、遅れますと。遅れますといいますか、5月頃とかということにはならないですよ。あくまで令和3年度補正ですからですね。それを確認したいと思います。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

御指摘の点ですけど、その点を国も必ず2月、3月、年度内に支払いをすることというの

を、民間の保育所につきましては年度内支払いというのが義務づけられておりますので、予算成立後すぐに支払い、2月に遡って支給をしたいというふうに考えています。実質的には3月に2月分も合わせて支給するという形で民間については支給をしていきます。公立につきましては、やはり議会等で制度等の改正とかで3月中の支給は難しいだろうということで、公立分につきましては4月にずれ込んでもいいということではと言われておりますので、一部2月、3月分、特に3月分等は4月に支払いになりますので、4月給与分に反映するというような形で対応します。（発言する者あり）

それと、支給額につきましては基本3%でございますけれども、これは先日の答弁にもありました仮に30万円もらっている方で3%程度であれば9,000円程度ということで国のほうが示しておりますけれども、現実、会計年度任用職員と民間の保育士で30万円をもらっている方は3%で9,000円上がるんですけれども、そうでない方は、例えば、15万円であれば4,500円程度ということで考えておりますので、二月分であれば9,000円ぐらいになりますけれども、一月分であればおおむね4,500円とか5,000円とか、そういう形で平均すると上昇するというような形で考えております。

**○議長（重松一徳君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

それで、民間保育所の保育士については、2月、3月分は今年以内に一括支給になると。ところが、基山町立の保育士はなりませんというような、2月分だけはやりますと、3月分は4月にずれ込みますと。これは3月いっぱいには支給できない仕組みになっているんですか。そういうふうになっているんですか。民間は3月で支給できると言っているんでしょう。ちょっとその辺がね、それはもちろんどうせもらうとやけん、4月にもらってもいいかもしれんけれども、2月分からですからね、やはり一刻も早く支給すると、こういう体制は取れないんですか、こういうふうなやり方は。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

まず、御理解いただきたいのは、今回の保育士に限らずでございますけれども、会計年度任用職員については、例えば、3月にお勤めいただいた分は4月に支給をするということ、

そういった意味での4月にお支払いをするということで亀山課長のほうは答えたと思いますので、そういった御理解をいただければと思います。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは分かりますね。民間の場合はそうじゃないということで、民間の保育士の賃金はそういう仕組みになっとつとですかね。いや、仕組みが違うと言われればそうですけどね、民間にできて、何でという——言われることは分かるですよ。分かるけれども、一刻も早くと、一括して渡せばいいのかなと思ったもので、ちょっと説明ください。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

民間の保育所に支給する分につきまして、積算のやり方が違いまして、民間がなぜできるのかというと、民間の保育所は、今の在園児数に応じて補助金を確定しまして、その額を2月、3月分ということで3月中に支給をいたしますので、実際、民間のほうは額が確定できるという状態でございます。一方で、今、総務企画課長が申しあげましたように、公立の分は3月分の確定がまだできませんので、3月が全て終わった時点で4月に支給するという時点でちょっと民間とは扱いが違ってきます。民間は支給が可能ですが、公立につきましてはまだ額が確定していないということで、日給の方とかもいらっしゃいます。全ての方が月給じゃございませんので、そういう形で御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。末次議員。

○5番（末次 明君）

これも松田町長にお伺いいたします。

保育士の賃金は比較的ほかの業種と比べても安い。さらに、官民の差は大きいということ为国も認識して、基山町も認識されていると思いますけれども、それでも基山町の場合は、例えば、民間の保育事業者というのは参入が多いわけですね。そう考えると、基山町は民間企業は企業努力をいろいろされていると思うんですけれども、これがまた企業努力して民間の賃金が上がると、やっぱり基山町の公立保育所の職員の給与面とか待遇面もそれなりに

考えてあげなくちゃいけないということで、相乗効果で非常にいいと思いますが、この格差という問題について、格差といいますか、官民の差というのを今後どういうふうに埋めていこうと考えてあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

正規職員の給料は民間よりも上だと思っています。今問題なのは会計年度任用職員で、臨時的任用は基本一定のルールで算定しますので、その人の経験とかなので変わってきますが、今問題なのは会計年度任用職員の給与が安いということで、それは会計年度任用職員で、ほかの一般職と合わせていたところがあるので、それを少しでも今回上げようということなので、今回、補助金が出る期間は決まっていますが、その後も今度は町の予算でちゃんと補填して、下げることなく、きちんとやっていくということを考えているところでございます。

それから、繰り返しになりますが、正職員の採用と、本来は正職員で全部持たせるのが理想だと思うんですけども、今、会計年度任用職員が年間数十人が手伝っていただいている形になりますので、その方々と正職員との関係のバランスをもう一回見直していかなければいけないと思っておりますので、そこら辺りも考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

公営の場合はお金が別なところから来るから、なかなか一般の民間企業の企業努力というのが目に見えないわけなんですけれども、保育所全体にある程度の金を幾ら注ぐというふうに考えると、その割合を100とした場合に、今まで40を人件費に充てた場合を45とか少しでも上げてあげるといふふうに考えると、ほかの保育園としての事業全体でも企業努力で人件費に回せるようなことはできると思うので、そういう努力はぜひしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

答弁はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

30ページまで終わりでもいいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、ここで午前11時5分まで休憩します。

～午前10時55分 休憩～

～午前11時5分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書31ページをお願いします。

4款1項1目、2目。中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらの1目と2目の件でございますけれども、こちらも会計年度任用職員報酬が、保健衛生総務費のほうでは計算するとほぼ320万円後半ぐらい、それから、予防費のほうも計算すると150万円近く会計年度任用職員報酬が減っているわけですが、これが減ったということは、1名分かなと。すみません、簡単に考えて、いろんな方がいらっしゃるにせよ。というか、どうしてこういうふうな減額になったのかという経緯をちょっと教えていただけますか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

4款1項1目の保健衛生総務費の会計年度任用職員報酬ですけど、こちらは社会福祉司等の専門的な職員を募集しておりました。ただ、年間募集しておりますけど、採用に至らなかったということで減額をさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田福祉課参事。

○福祉課参事（中牟田文明君）

予防費のほうでございます。こちらの会計年度任用職員報酬の減額については、ワクチン接種の分の減額というところで、主に会計年度任用職員の時間外、その分を減額させてもらっております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そうしましたら、まず、こちらの保健衛生総務費は、募集していたけれども、いらっしやらなかったということなんだけれども、これは必要だから募集をされているということですよ。やっぱりここも何らかの手当てをしないと、またほかの職員たちに負担がかかってくるので、そこら辺はちょっと頑張ってもらいたいなと思っております。

それから、予防費の件につきましては、ワクチン接種の時間外が減ったということは、これは楽になった——楽というのはあれですけど、今一番ハードな部署だというふうに私は思っておるんですけども、これで今、職員たちはどういう状況なのか。大丈夫ですかね。結構、朝からいろんな電話が鳴り響いておるといのはよく聞いていて、私もなかなか近寄れんですけれども、何か遠慮しちゃうんですけれども、皆さん元気にやっぴらっしやるんだらうかというのがちょっと心配なので、そこら辺を今の現状を、ちょっと難しいかな、すみません、ちょっと教えてください。

○議長（重松一徳君）

中牟田福祉課参事。

○福祉課参事（中牟田文明君）

今の現状というところでございますけれども、やはり多くの職員は残って時間外で業務を行っているというところではございます。

会計年度任用職員については、ある程度事務的、単純なところをやってもらっているところでございますので、そこまで長時間にわたる時間外というのは発生していないと考えております。

正規職員につきましては、やはり結構な時間外が発生しているというところで、十分に気をつけてもらうよう私どもとしましても注意して見ていって、職員の健康には十分注意していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ぜひそのように対応していただいて、彼らがいなければ本当に基山町のワクチンも進みませんので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページ、4款1項3目、4目。天本議員。

○2番（天本 勉君）

3目の環境衛生費の浄化槽維持管理費補助金、これは最大限2万4,000円か2万5,000円しておると思うんですけども、この361万8,000円減額した当初計画と今実数がどうなっているのか、お尋ねをします。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

浄化槽維持管理費補助金につきましては、1件当たり基準をつくりまして、下水道等、相当維持管理費が上昇するものにつきまして、1世帯当たりということで交付をさせていただいております。2万7,000円でございます。

戸数につきましては、交付対象が307件、ただ、世帯の変動がございまして、今、減額の部分の御説明となりますので、世帯の変動によりまして34件が変動しまして、最終的には273世帯が対象となっております。

それから、今回申請をなされておられません20件を引きまして253件で、そのうち201件がなされております。その分につきまして、当初から世帯の変動による申請対象の変更と、清掃等、内容の関係で満たなかった分の減がございまして、今回361万8,000円の減額をお願いしております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

これは多分、基準日、もうとにかくずっと世帯で人数が変わったら対象外になったりしますから、そこで基準日を設けて対象かどうか判断されておると思うんですけども、例えば、先ほど307世帯から273世帯、下がった人への周知ですね、あなたは対象になりますよ、ぜひもらってくださいとか、そういうふうなのはどうされていますか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今年も同じように行いたいと思っておりますが、まず、年度初めに区長さん方を通じて、また、広報などを通じてこの維持管理費の周知文書を発出したいと思っております。

それから、来年度の令和4年度につきましては、今回、新たにこういった申請者のお話が実績としてできましたので、そういったものを基に、出前講座等で周知を図っていくような形を取っていきたいと思っております。今回の周知の課題につきましても、電話等で相談を受けたときのお話、あるいはこちらから分かる分について電話させていただいたときのお話ということでお話をした結果となっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

お願いです。対象者になって漏れる方をなるべく少なくしたほうがいいと思いますので、先ほどの広報とか、出前講座とか、区長会を通じて対象者の方に周知をしていただくようよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

じゃ、次に行きます。

33ページ、4款2項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ、4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、6款1項1目、2目、3目、4目、36ページの5目まで。中村議員。

○1番（中村絵理君）

35ページの3目の農業振興費の18節、負担金補助及び交付金の広域駆除対策協議会負担金というところがあるんですが、ここはイノシシに対する報償金というか、300頭分どうのこうのと御説明があったんですけど、ここでお聞きしていいかどうか分からないんですけども、ほかに聞くところなかったの、基山町でもイノシシとかを捕獲すればそれなりの報償金が出ますけれども、実は基山町は、いろいろ聞くと、ちょっと収まっていたんですけど、最近またアナグマとか、アライグマとか、ハクビシンとか、そういった類いもこういったわなに引っかかったりとかすると。結構、まちのほうにもいっぱい下りてきていて、捕獲するためのわなが貸出中でどうしようもならんというふうな話も伺っていますが、ちょっと聞いたら、捕獲した人たちは結局お金にならないから、それをまたリリースしちゃうらしいんですよ。そうすると、基山町自体が今むちゃくちゃ増えているので、何とかならんのかと、そっち系統にも、報償金じゃないけど、1頭捕ったら何とかならんのかとかいうようなお声が上がってきているから、この件について見解をお願いしたいんですけども。ここで聞いてよろしいもんやら。すみません。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

有害鳥獣の捕獲関係につきましては、今、国のほうの補助金と県のほうの補助金で合わせて報償費が組まれておりますけれども、イノシシとアライグマは現在対象になっております。議員がさっきおっしゃいましたアナグマとかハクビシンとか、いろいろそれ以外の獣の害があつて捕まってもいるというのは情報では聞いております。

それにつきましては、鳥栖市、みやき町のほうで、今、有害鳥獣対策協議会をつくっております。その中で、そういった獣を対象にするかどうかを決めた上で報償費等を払っているわけございまして、そういう中でも今後検討していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ぜひぜひ、何かタヌキとかもいるという話ですけども、アナグマとか、その近辺も非常

に多いと。最近、本当に里のほうに下りてきているからということで問題になっていますので、どうぞ前向きに御検討をよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか、もう答弁いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。36ページまで。天本議員。

○2番（天本 勉君）

この多面的機能支払補助金、これが21万5,000円減額になっておる。どの地域か、この下がった要因というか、例えば、これが対象外になったとか、そういうのがあればお願いします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

基本的に多面的機能支払補助金の支払いにつきましては、実績でお支払いをしておるところでございまして、活動費の内容によって実績に基づき中身を吟味して支払いをしているということで、その規模が全体的に縮小したということで御理解いただければと思っております。

○議長（重松一徳君）

どの地域かというのはわかりますか。柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

当初と現在の個別の協定のほうの資料が今手元にございませんで、後もって、次の機会の当初のほうのときにでも説明できればと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員、いいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

37ページ、6款2項1目、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

38ページ、7款1項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

39ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

40ページ、8款2項1目、2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、8款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

43ページ、9款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

44ページ、10款1項2目。大山議員。

○10番（大山勝代君）

制服購入費補助の2万2,000円の4人分の8万8,000円ということで計上をしてありますが、このところで少しお聞きしたいと思います。

補正に出てきたという4人というのは、令和3年が4人、特認校の若基小学校に行ったということでいいのでしょうか。

それと、経過といいますか、制服補助をするべきだよねという決定に至った経過みたいなものが分かりますか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

予算については5名分で計上させていただいております。ただ、若基小学校に小規模特認校を使って行かれる決定分については今4名いらっしゃるということで、この前、御説明を差し上げたところです。

それから、この制服補助に至った経過ですけれども、もちろん小規模特認校制度導入に当たって、令和2年度から通学区域審議会のほうが開かれております。その中で、まず、教育の面での平等、担保を図るために適正化を図るべきだということで議論をされております。その適正化を図るに当たって、2クラス程度の若基小学校を目指すということで合意形成をされたところです。その意見の中で、少人数学級のほうも非常に素晴らしいですけれども、それだけではなかなか決め手にならないんじゃないかという意見が出まして、その中で、制服の補助をしてはどうかというような意見がまず出たところからスタートをしております。それから、定例教育委員会であったり、今年度に限っては7月に年長向けのアンケート等も実施をいたしました。その中で、決め手となるものは何かということで、もちろん小規模特認校制度自体には非常に魅力があるという意見は出ましたけれども、制服等の補助等があれば、遠く区域外から行くから、そういう補助があつたら最終的な決定になるんじゃないかというアンケートがありましたので、決め手として今回計上させていただいております。

それから、補正で上げておりますので、令和4年度入学分ということで上げさせていただいております。

ちょっと先の話になりますけど、当初予算については、令和5年度入学まで見越したところで御説明できればと思っております。

**○議長（重松一徳君）**

大山議員。

**○10番（大山勝代君）**

私は小学生は制服よりも自由服のほうが良いという考えで少し意見を言いたいのですが、2万2,000円というのもすごく高いですね。家庭によっては負担、そして、それが子どもが2人、3人ということになるとね。

それで、このところ、若基小は制服がある、基山小は自由服、小さな町で2つの選択肢があるときに、その辺の論議は審議会のほうでは何もなされなかったのか。例えば、私の考えでは、わざわざまた改めて制服を買うよりも、選択制という形で自由服を着てきてもいいんだみたいな若基小のやり方といたしますか、そこが自由にできれば、範囲が広がれば、そこも考えられるのかなと思います。

それともう一つは、特典のことを先ほど、できれば全学年2クラス、私もそれが一番いいと思います。そのときには財政的にすごい負担が大きいので、理想的だけれども無理かなと

と思いますが、ほかに若基小に基山小から通学をするということの特典がちょっと今私の考えでは何も出てこないんだけど、何か特典としてあるのですか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、通学区域審議会自体は基山小校区、若基小学校区、どちらもPTAも入っていただいておりますし、区長も入った中での議論にはなります。その中で、制服の話、当然出ております。なくすべきか、そのまますべきかという話もあったんですけども、若基小学校区のPTA等のお話から、例えば、数年前に若基小学校のほうで制服をなくすのか、自由服にするのか、統一にするのかという議論をきちんとしたところだと。やっとな制服に進もうという話が決定をされたので、当面の間、ここで制服に進むという話をしないと、ここでまた制服の議論をすると保護者自体も混乱してしまうということで、制服をそのまま続けるというふうな説明を受けたところです。

それから、財政的な負担という話ですけども、これが例えば、人数が増えて2クラスになった場合については、当然、町独自で職員を配置するわけではございませんので、大きな財政負担が出てくるわけではないかと思っております。今、4年生を2クラスに分けている分については単独で行っておりますけれども、そういったこともしなくてもいいようになるんじゃないかというふうに思っております。

来年度ですけども、周知もきちんと図られたということで来年の1年生は2クラスになる見込みですので、この流れをさらに推進させるためにもこの補助金を計上したところでございます。

すみません、特典については特にあるものではございません。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今の件なんですけれども、大山議員のほうから選択制にしたらどうかというふうな提案をされたと思っております。

それで、ある町民の方から、基山小も制服にしてほしいと。入学式とか卒業式に新しく作らないかと、お金がかかるということだろうと思うんですよね。それで、それについては

基山小のPTAの中で恐らく議論されてそうなったのかなとは思っておりますが、今、町民の方からそういうふうなこともちょっと出ております。それも含めて考えをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まず、制服のお話ですけれども、先ほどの大山議員の質問について、金額の面をまず訂正しておきたいと思えますけど、4人分でなくて5人分で計上しておりますので、1万7,600円ということになります。

それから、今、基山小でも制服がいいというようなお話が出ているということについては、こちらのほうにもそういったお話も耳には入っております。PTAとの意見交換会の中でも少しお話をしましたが、あと、定例教育委員会の中でも、この補助関係の話と併せて制服自体がどうなんだろうと。中学校については、令和5年度からLGBT等の対応についてということで新しい制服に変わることになりました。小学校の制服についてもいろいろ議論をしているんですけれども、やはり制服に関する考え方というのは非常に二分化されておまして、うちの教育委員会の事務局でも制服派と私服派と分かれていると。これは一筋縄ではいかないなとは思っております。

そういったアンケートを取ろうかという話でアンケートフォームを一回つくったんですけど、ある程度方向性を持ってやらないと、例えば、基山小で制服に関するアンケートを取るとすると、何か制服になるんじゃないかといった思惑もあると。若基小についてもアンケートを取ってもいいけれどもということで、一応、定例教育委員会の中ではアンケートフォーム等もお出しておるところです。

ただ、それぞれよさがあるというところで、学校の独自性で基山町内で2つに分かれているところがいいか悪いかはありますけれども、制服がいいと思われるところは若基小学校を選ぶというメリットもありますので、1つのよさとして若基小学校を1つ——数年前にせっかく制服が定着したというところもありますので、若基小学校については、小規模特認校を使う方については制服補助をした上で少し続けていこうと。基山小学校については、また学校内でのPTAの協議とか教育委員会とPTAとの意見交換会等でこういったことについては今後も議論をしていきたいなとは思っております。

ちょっと結論は出ないところですけども、そういったところでよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

同じところですけども、利用者の増加を図るという目的で苦肉の策の一つではないかと思ひますし、特認校の補助として初めての予算ということになろうかと思ひます。分かっていますけれども、改めて特認校の魅力という点と若基小の特認校としての魅力というのをここで、簡単でいいので、御説明願えますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

若基小学校の特認校としての魅力というところというところ、やはり広い設備、運動場等を、今200人ちょっとですけども、広々と使えることができるということで、例えば、プールの時間割であるとか体育の時間割等についても1クラスで自由に使える。また、空き教室というか、自由に使える教室もありますので、少人数での指導もやりやすい。あるいは図工とか、そういった作業を伴う学習では、隣に作品を置いて次の時間使うとか、そういった使い方もできますし、あと、図書館のことも一般質問等で、9月でしたか12月でしたか、出ましたけれども、貸出しについても、基山小学校は密になるので、毎日借りることができないんですけども、若基小学校は毎日図書館の貸出しができるといったところで、いろいろな点でメリットはあるんじゃないかなと思っております。

また、運動会とか見に行っていたら分かりますけれども、若基小は場所取り等もせず自由に広々と見ることができるとか、駐車場等も困らないとか、様々な魅力がありますので、今ネックとなっているのが、アンケートを取ってみると、やはりこの制服のことで通学の問題というのがありましたので、今後は通学のほうもコミュニティバスの利用等も含めて検討したいなと考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

おっしゃるとおりだと思いますし、一部デメリット的なことを言われるケースもあります

けれども、小規模校じゃなくて小規模特認校としてのメリットというのは、やっぱり学習環境の充実、個別指導の充実とか、いろいろあると思うんですね。特認校制度ということ自体は、文科省も言っていますけれども、非常に学習環境が整ったところで教育を受けられるという、逆に言えば、非常にすばらしい制度に来ていただくということに対して、私は制服を補助を出すから来てくれとかいうのはちょっと小手先過ぎないかなというのを1つ感じる場所です。本当だったら、例えば、基山小学校が制服で、倍の値段をしてでもそれだけの教育環境が整っているんだとしたら、私はその制服代を払ってでも教育を受けさせてもらいたいとか、最近では保育園とかでも、大きな保育園、幼稚園じゃなくて、やっぱり小さなところで行き届いた環境で保育をしていただくところが好きだというような保護者の方とかもいらっしゃるし、やはり今後認知をされていけば、そういった学習環境にうちの子どもも入れさせたいという保護者も出てくるかもしれませんけれども、何かそこでのイメージとして、制服を補助するから来てくださいというのは、ちょっとイメージダウンというか、せっかくの特認校の魅力というのが少し下がるんじゃないかなというような気持ちもしております。

それと、「わかフェス」、若基小フェスタみたいなものがあって、そこで中古の制服を希望者に限って、数は限定されているんでしょうけれども、300円程度で販売をされているという話も伺っております。今回の予算はある程度もう出されていることですので、大きく否定するつもりはないんですけども、やはり保護者の方で制服が欲しいという方は一部負担をされてでも購入されている方もいらっしゃるということで、やはり特認制度の魅力と併せて購入されるのであれば、せめて500円、あるいは1,000円程度の自己負担をしていただくことが妥当じゃないかなというふうには思いますけれども、その辺はいかがお考えですか。

**○議長（重松一徳君）**

今泉教育学習課長。

**○教育学習課長（今泉雅己君）**

若基小学校の魅力づくりも、おっしゃられるように当然していかなければならないと思います。

先ほど申し上げた通学区域審議会の中でも同様の御意見を町民の方からもいただいております。ただ、義務教育期間中ですので、際立った施策等はできないというふうなお話を差し上げたところでございますけれども、じゃ、そのほかの何かメリットはないかというところ

で、こちらも来年度の予算になりますけれども、例えば、若基小学校の中庭を人工芝にすると。当然、基山小学校にないような施設になります。

それから、これも放課後の事業にはなりますけれども、無料塾「マナビバ」のほうを学校内で行っております。こちらについては、例えば、一回帰って公民館に行くというわけではなく、学校に行って、そのまま放課後は無料塾を受けられるということで、こちらは大変好評を得ているところです。

そういった意味で、そのほかの部分の付加価値をどんどんつけていって町民のほうにお知らせをして、ぜひここに行きたいんだというふうに思ってもらえるような学校づくりについては進めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（重松一徳君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

その辺の話は若基小の特認校のチラシとかを作られていますから見ておりますので、基山小はサッカーするんだったらグラウンドが狭いけれども、若基小は広々と使えますよみたいなことまでうたわれているのを拝見しております。

ただ、やっぱり魅力を発信するということでは、そういった制服補助もいいんですけども、どうやってその魅力を発信していくかということがやっぱり要になってくると思います。あわせて、あとは所管委員会のほうでの審査にお任せしますけれども、やはりそこと併せてスクールバスですね、そういったところでの利便性等も考えていただければなど思っております。回答は結構です。

**○議長（重松一徳君）**

いいでしょうか。

ほかにありませんか。品川議員。

**○11番（品川義則君）**

同じところですよ。

私、この補助ですか、平等性とか学校の適正からすると全く真逆のことを論議されているのかと本当に不思議なぐらいですね。学校の魅力というのが制服、若基小の制服が格好いいからとかいうことで高校を選ぶとかいうことはあるかと思うんですけども、そういうものでもないと思いますし、先ほどから議論があっている基山小学校が今自由服なのは、私が

P T Aの会長していた25年以上前ですね、そのときに児童の中でアトピーが非常にはやまして、あの頃は詰め襟だったんですよね。だから、この制服では学校に行けないと、行きたくないと子どもが言うからというのが一番最初の発端なんですね。それと、形が50年、60年前からずっと同じなので、なかなかデザイン的におかしいということで、P T Aの中で、保護者の中から話が、要望が出たんですね。P T Aで3年、4年かけて学校側と交渉して、私、教育委員会の教育長にも呼ばれて、若基小の制服は基山小があるからということでつくってもらったんだよと、だから、基山小をなくしてもらったら困るという話まで、3階に呼ばれて話をしたことがあるんですよ。

制服については、やはり保護者、P T A、そういった中から意見とか考え方が出て、それを学校が酌むというのが正式な手順じゃないかと思っております。

今回の件ですけれども、1万7,500円の補助を出して制服を買ってください、若基小へどうぞというのは逆じゃないかと思うんですよ。松石健児議員が言われるように、学校の魅力があるということの中に制服もあると思うんですよ。制服の補助があるから若基小へ行こうかという話というのは少しおかしくないかと思うんですね。若基小学校にすごく学習面とか学校運営とか、そういうことで魅力があるから基山小学校よりも行かせてあげたいというのが、その学校の魅力を最初に考えるのが今回の小規模特認校の課題だと思うんですよ。義務教育で非常に難しい部分だと思うんですけれども、でも、制服を補助というのは筋が違うし、平等性から考えてもおかしくなるとは思いませんか。

**○議長（重松一徳君）**

柴田教育長。

**○教育長（柴田昌範君）**

今御指摘のとおり、基本的なところは、やはり若基小学校の学習環境等を含めたところの魅力度アップということが根本にあると思います。そこを行っていくことはまず根本なんですけれども、制服の補助について平等性でどうなんだというところは、校区の子どもたちには補助がなくて、校区外から来る子どもたちに補助をするということがどうなんだろうと確かに疑問を持たれる方もおられるとは思いますが。一方で、基山小学校から若基小学校への人の流れもつくりたいという気持ちも強くて、そういったところで、やっぱり1つネックになっている先ほどの通学の問題、そして、制服というところがアンケートで出てきたので、やっぱり基山小から若基小学校へ数名、五、六人でも動いていただくと、基山小学校が適正

規模、4クラスでとどまるし、若基小学校も2クラスになっていくというところの一つの足がかりになるのであれば、高いお金を出して校舎に数千万円改築費用をつけるところから考えると、制服補助ということも一つありなのかなということで今回やってみたところです。

また、このことについていろいろ課題があればまた今後考えていきますけれども、これを基に、少しでも人の流れができて、小規模特認校の若基小学校が2クラスになっていけばいいなと思ってる施策なので、御理解いただければなどは考えております。

**○議長（重松一徳君）**

品川議員。

**○11番（品川義則君）**

例えば、制服が嫌だ、でも、若基小校区だから若基小に行かなきゃいけない、制服を買わなきゃいけないという児童がいらっしゃった場合と比べて、一番は平等性だと思うんですよ。そこはやっぱり一番に考えないとおかしくなるのかなと思うんですけど、義務教育だから学習環境とかが平等でなければといいながら、制服に関しては補助を出すというのは同じ口から出ているとはとても思えないんですけれども、この辺いかがですか。

**○議長（重松一徳君）**

柴田教育長。

**○教育長（柴田昌範君）**

その辺になってきますと、やはり基山小学校は制服がなく若基小学校は制服があるということについてどうなんだということになっていくかと思しますので、本当、様々な考え方がこの服装に関してはある中で、校区を割ること以上に難しいことかもしれないなども考えております。PTA等との意見交換等もしながら、この制服のことについてはまた議論を深めていきたいというふうに考えております。

**○議長（重松一徳君）**

ほかにありませんか。大久保議員。

**○4番（大久保由美子君）**

品川議員とかと私も意見は一緒なんです。もしも特認校でそういうメリットをするというところの苦肉の策とは思いますが、それだったら、従来、若基小に通っている児童生徒もやはり補助すべきじゃないでしょうか。入学するときの負担、それから、途中で成長に伴って買換え。だから、これはこれで、するのであればそこも検討していただきたいと思えます。

けど、どんなでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

そうってきますと、中学校の制服も補助してあげなくてはいけないというふうになってきますので、そうすると、予算的にもかなりかかってしまうというところもあり、今回はこの制度を使われるところということで施策として考えさせていただいたところです。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

制服を補助するという事は、そういうふうな問題になってくるわけですよ。保護者がそれで納得されればいいけど、いや、特認で今回来られた方には補助があつて、自分たちは何も補助がないというふうな逆のイメージ、それもあるんじゃないでしょうか。逆に言えば、例えば、その校区に住みたいけど、そこには制服の補助がある。要するに特認校でそこに入るんじゃないくて、たまたまその校区に家を建てるとか、そういうときに、もともとからそこに制服の補助があれば、それもまた一つの特典になるんじゃないですか。特認校で入るんじゃないくて普通に、そういうところの考え方もあると思うし、ちょっとこの制服に対してはすごく問題が、これを認めてしまえばもうそれまでかもしれませんけど、逆の不平等性というところがちょっと引っかけますけど。

○議長（重松一徳君）

答弁は。今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

若基小学校区に家を建てたいとかいう分については、定住施策のほうで若基小学校区の加算でそこに住んでいただくというような施策もあるかと思しますので、そちらも十分活用していただきたいと思います。

それから、確かに言われるように制服の部分、不平等というところも当然議論のほうは出ておりました。先ほどの会議の中でも両方の校区がいますけれども、若基小学校区のPTAのほうからも様々な制服に関しての意見はあるという意見はいただいております。ですけれども、やはり今の1クラスよりも2クラスにするための施策を若基小学校区の保護者のほう

も考えていただきたいというような意見もございましたので、今回こういう取組を行っているところでございます。

また、保護者のほうからもいろんな御意見が出てくるかもしれませんが、そういったところも検討しながら、少しでもいい制度になるように進めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

ほかありませんか。松田町長。

○町長（松田一也君）

今いろいろお話を聞いていて、平等性の話が出てきているんですが、そもそも1つの町で制服とそうじゃないこと自体が、じゃ、平等性があるのでしょうかという問いかけにもなるかなというふうに思います。だから、ここの部分だけに特化して見てしまうとちょっと間違ってしまうのかなという感じもするところでございます。

今回はあくまでも基山小校区の方が若基小校区に移るケースのみというふうに限定しているわけでございますので、そのところは若基小校区の保護者の方にも御理解いただけるんじゃないかと思っておりますし、教育委員会のきちんとしたいろいろな話合いの中でそういう議論、そして、もともとのアンケートから出てきたものでございますので、移られる御父兄も、それがあから移るわけじゃなくて、最後の一押しでそれがあつたら踏ん切りがつくということではないかというふうに思っておりますので、ぜひ御理解のほどをよろしく願ひできればというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

45ページ、10款2項1目、2目、3目、46ページの4目まで。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、47ページ、10款3項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、10款4項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

49ページ、10款4項4目、5目。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

基本的なことです。町長にお伺いします。

第6波のコロナ禍において、いろんな町民との交流の場がなくなりました。もう令和3年度も終わろうとしています。今後、今日からまん延防止等重点措置を解除されたということですが、今後どうなるかも分からない。非常に不確実性の中で、町民のあしたに対する希望なり、そういう面で、基山町のいろんな行事、計画、スポーツ施設、文化施設、町民の方は大変待ち望んでいらっしゃると思いますけど、現時点でどうなるか分かりませんが、町長の今後から来年度に対して第6波を収束というか、これはなかなか難しい問題ですが、現時点でどういうふうに基本的にお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員、今のは事項別明細書の49ページの10款4項5目の、例えば、記念品のフォトコンテストが中止になったとか、そういう部分を含めてという形でいいでしょうか。そうしないと、ちょっと全般的なこととなってくると……（発言する者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、松田町長。

○町長（松田一也君）

まん延防止等重点措置が切れたと同時に、今、既に体育館、それから町民会館、町外の方も利用できるように対象範囲をまた広げています。ただ、部分的に県内の方に限定している部署があったりします。それはごく一部でございまして、基本、まん延防止等重点措置が出る前の状態に既に戻して、ホームページ等々で広報しているところでございます。

イベントにつきましても、12日に国際交流音楽祭と草スキー大会をやったり、それから、30日のダンスコンテストもやるということで、基本、極力いろんなイベントはやるということで、今勇気を持って、これでまた広がる可能性はあるかもしれませんが、ここは逆にそのイベントが直接そういう広がるというよりも、今回のを見れば家庭内での感染が主な原因と

いうふうに思われますので、極力勇気を持ってこれからいろいろな事業を復活させていきたいと思ひますし、来年度についても、なおそういうことを考えているところでございます。

ただし、その際には、いろいろな工夫とかいろいろな予防策もきっちりやっけていきながらというふうな形になると思ひますので、この辺りで少し明るい雰囲気が出せるように頑張っけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

49ページまでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、50ページ、10款5項1目、2目、3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

51ページ、10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

52ページ、11款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

53ページ、11款2項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

54ページ、11款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、55ページ、13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

56ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それ以降の給与費明細書についてもいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第9号に対する質疑を終結します。

#### 日程第7 議案第10号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第10号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の16ページをお開きください。16ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

3ページ、4款1項2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6 ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目、2 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、1 款 2 項 1 目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8 ページ、2 款 1 項 1 目、3 目、5 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ、2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10 ページ、3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11 ページ、3 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12 ページ、3 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13 ページ、6 款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14 ページ、6 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページ、9款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16ページ、10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ以降についていいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第10号に対する質疑を終結します。

#### 日程第8 議案第11号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第11号 令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の19ページをお開きください。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。（「議長、一括でお願いします」と呼ぶ者あり）

歳入全般について何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

歳出全般についてありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第11号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第12号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第12号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とし、  
本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書です。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページまで何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、予定キャッシュ・フロー計算書について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それ以後について何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第12号に対する質疑を終結します。

#### 日程第10～13 議案第13号～議案第16号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第13号から日程第13. 議案第16号までを一括議題とします。

ここでお諮りします。議案第13号 令和4年度基山町一般会計予算、議案第14号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号 令和4年度基山町下水道事業会計予算について、予算特別委員会に付託することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第16号までを予算特別委員会に付託することに決定します。

#### 日程第14 報告第1号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質問のある議員、挙手をお願いします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

#### 日程第15 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第15. 委員会付託を議題とします。

ただいまから委員会付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前11時58分 散会～